

# 高齢者医療制度に関する Q&A (平成21年5月分)

※今後、逐次、加除修正を行う予定

## 【資格・給付関係】

### <高額介護合算療養費関連>

(問1) 国保連合会への委託を行わず、独自に申請対象者を抽出して勧奨を行う場合、介護保険者や他医療保険者における自己負担額を把握するために、各保険者からデータ提供を受けることは可能か。

(答)

高額介護合算の申請勧奨を目的として、広域連合が各保険者に対し被保険者の自己負担額の提供を求めたことに対し、各保険者が当該額の提供を行うかどうかについては、各保険者の判断によることとなる。

(問2) 基準日に加入している保険者（広域連合を含む。以下同じ。）以外の保険者（以下「他の保険者」という。）への加入履歴がある場合、当該保険者が広域連合管内の市町村国保や介護保険であっても、自己負担額証明書の添付が必要なのか。

(答)

原則として必要である。

ただし、いわゆるワンストップサービスにより長寿医療制度の窓口において当該他の保険者に対する申請書を併せて受け付け、その原本を当該他の保険者に送付することにより自己負担額の通知を受けることについて、当該他の保険者との間で調整が図られている場合にあっては、自己負担額証明書の添付を省略することとして差し支えない。

(問3) 世帯に精算対象者がいる場合においては、当該精算対象者が属していた世帯の他の被保険者から高額介護合算療養費の支給申請が行われたことをもって、当該精算対象者に係る申請についても行われたものとみなすことは可能か。

(答)

当該精算対象者に係る申請が必要である。

(問4) 申請の受付をワンストップで行った場合でも、支給（不支給）決定通知書の送付は各保険者で行うと考えて良いか。

(答)

お見込みのとおり。

(問5) 高額介護合算療養費に係る消滅時効と高額医療合算介護(予防)サービス費に係る消滅時効との関係如何。

(答)

高額介護合算療養費に係る消滅時効と高額医療合算介護(予防)サービス費に係る消滅時効はそれぞれ別に進行する。

<高額介護合算以外>

(問6) システムの不具合に起因して高額療養費の計算誤りが生じ、過払い額の戻し入れを行う場合の時効については、高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問24の回答で示された取扱いと同様に、地方自治法に基づき5年という理解でよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問7) 基準収入額の適用申請については、平成21年1月分及び平成21年3月分のQ&Aにより、広域連合内で転居した場合には、「判定の対象となる方の収入額を把握している場合には、再度の申請は要しない。」旨が示されたところであるが、限度額適用・標準負担額減額認定の申請についても下記のケースすべてにおいて同様の取扱いとしてよろしいか。

- ① 世帯構成が変わらずに、広域連合内で転居した場合
- ② 世帯構成の変更を伴って広域連合内で転居した場合
- ③ 広域連合外に転出した者が、再度広域連合内に転入して被保険者となった場合
- ④ 障害認定を撤回した方が、再度、障害認定の申請又は75歳に年齢到達して資格取得した場合

また、①から④までの場合において、当該世帯が未申告者を含む市町村民税世帯非課税であるときは、低所得者Ⅱに該当するものとして取り扱ってよいか。

(答)

お見込みのとおり。

ただし、当該申請の省略にあたっては、一律に行うのではなく、被保険者の意思踏まえた上で行われたい。

(問 8) 平成 21 年 2 月分の Q & A の問 3 の回答において、所得区分の判定に係る簡易申告書の取扱いについて、「1 月 1 日に国内に住所のある方については、高齢者医療確保法第 138 条の規定により、市町村の税担当部署に所得照会を行い、必要な情報を受ける等により対応されたい。」とあるが、被保険者が市町村民税世帯非課税（低所得者Ⅱ）であって、その世帯の中に未申告者（被保険者本人である場合を含む。）がいる方については、市町村の条例により申告義務が免除されていることを理由に申告が受け付けられない場合があり、市町村の税担当部署に所得照会を行っても、必要な情報が得られないことがある。

このような場合において、低所得者Ⅰに該当するものとして、被保険者から限度額適用認定の申請があった際は、どのように取り扱うこととなるのか。

(答)

お尋ねの場合においては、高齢者医療確保法施行規則第 67 条第 1 項の規定に基づき、限度額適用認定の申請に際し必要な書類を添付させることにより対応されたい。

(問 9) 老齢福祉年金の受給権を有している被保険者に係る低所得者Ⅰの適用について、例えば、5 月 10 日に世帯に転入者があったことにより、当該年金の全額につき支給が停止されることとなった場合においては、当該被保険者に係る所得区分の変更はいつから適用されるのか。

(答)

6 月 1 日（老齢福祉年金の支給の停止事由が発生した日の属する月の翌月）から適用される。

(問 10) 老齢福祉年金の受給権を有している被保険者が転入してきた際、当該転入時には当該受給権を有している事実が確認できなかったため、「低所得者Ⅱ」の判定をしていたが、後日事実が判明した。この場合、所得区分の変更は転入当初まで遡及して低所得者Ⅰの区分を適用するのか。もしくは事実が判明した時点からとなるのか。

(答)

高額療養費の支給額の計算に当たっては、時効の適用を受けない範囲で転入当初まで遡及して低所得者Ⅰの区分を適用することとなる。

また、限度額適用認定の申請があった場合においては、申請のあった日の属する月の初日を発効期日欄に記載して、低所得者Ⅰの区分の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付することとなる。

(問11) 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについては、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」(平成20年3月24日付け保総発第0324005号)において、一部負担金を支払うことが困難と認められる場合として、市町村の条例に定めるところにより当該市町村民税が減免された場合が示されている。しかしながら、市町村によっては、高齢者医療確保法第138条により被保険者の市町村民税についての徴収猶予又は減免状況を照会しても、「徴収猶予及び減免状況等については地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)の規定に抵触するため回答できない。」旨の回答をいただくことがあり、その場合の対応についてご教示いただきたい。

(答)

お尋ねの場合にあつては、高齢者医療確保法施行規則第33条第2項の規定に基づき、一部負担金の減免の申請の際に、市町村民税が減免されている旨を確認できる書類の添付を求めることにより対応されたい。

(問12) 後期高齢者医療制度における「世帯」及び「世帯主」は、住民基本台帳により判断するのか。それとも個々の実態ごとに判断するのか。

(答)

住民基本台帳上の世帯を基本としつつ、個々の実態を踏まえて判断されたい。

(問13) 被保険者証については、高齢者医療確保法施行規則に様式が規定されていますが、被保険者名の上段に住基情報等に基づいた「よみがな」を追加記載することは可能でしょうか。

(答)

差し支えない。

#### <平成21年1月分Q&A問4の訂正>

(問4) 精算対象者に係る高額介護合算療養費の計算において、精算対象者の資格喪失日が月の途中であった場合、精算対象者が基準日に属する世帯の他の後期高齢者医療被保険者の自己負担額については、精算対象者に係る基準日の前日までの療養に係る自己負担額を合算するのか。

(答)

後期高齢者医療の被保険者の自己負担額を月の途中までで計算することは困難であることから、精算対象者に係る基準日が月の途中である場合における、当該基準日に当該精算対象者と同一の世帯に属する他の後期高齢者医療被保険者の自己負担額については、当該基準日の前日の属する月までの自己負担額を合算する。

## 【保険料・特別徴収関連】

(問14) 標準システムが保有する年度集計処理に用いる保険料の収納情報の中に、市町村の決算上の額と異なるものがあるが、差し支えないか。また、出納閉鎖までの間に発生した還付が未済である場合の市町村の決算方法を示していただきたい。

(答)

標準システムの収納情報を市町村における決算額に合わせた上で、年度集計処理を行っていただきたい。

なお、市町村における決算額については、還付未済額を収納額から除くことに留意されたい。

(問15) 「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が5月1日に公布され、平成22年1月1日より施行されることを受けて、本市においても、延滞金の軽減期間についての条例改正を検討している。本市においては、地方税の例により、延滞金の取扱いについて規定しているが、地方税法における延滞金の軽減規定については改正がないと考えてよいか。

(答)

お見込のとおり。

(問16) 「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」においては、源泉徴収による国税の例にならい、延滞金の軽減期間を3ヶ月としているが、国税通則法における軽減期間は2ヶ月ではないのか。

(答)

源泉徴収による国税が法定納期限までに納付されなかった場合、国税通則法第36条第1項に基づき納税の告知を行うこととされており、その場合の納期限は同条第2項及び国税通則法施行令第8条第1項により、納税告知書を発する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日とされている。

一方、源泉徴収による国税を法定納期限までに完納しない場合においては、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税を徴収することとなるが、当該延滞税の算定に係る利率については、同条第2項において、法定納期限の翌日から納税の告知による納期限までの期間と納税の告知による納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までの期間について軽減することが規定されている。

以上を踏まえ、先般、社会保険の保険料等に係る延滞金について、納期限から3ヶ月軽減することとされたものである。

(問17) 長寿医療制度加入前に加入していた国民健康保険の保険料(税)を現在も分納している場合で、その者が特別徴収対象者になった場合、市町村がやむを得ないと判断すれば、特別徴収から普通徴収に切り替えることとして良いか。

(答)

国民健康保険の保険料(税)その他の市町村における徴収金を分納している等により、現在の収入や生活状況に鑑みて、長寿医療制度の保険料について減免、徴収猶予又は分割納付を行う必要性が認められる者については、高齢者医療確保法第110条において読み替えて準用する介護保険法第135条に規定する「特別な事情」に該当するものとして、特別徴収から普通徴収に切り替えることとして差し支えない。

(問18) 特別徴収と口座振替との選択制の周知について、今後自治体としてどのような方法で行っていくべきか、見解如何。

(答)

特別徴収と口座振替との選択制の周知については、本年4月からの実施にあわせて、対象となる被保険者に対するダイレクトメールの送付等による周知を依頼してきたところであるが、今後とも、保険料額決定通知書や被保険者証の送付時等に周知文書を同封するとともに、市町村の広報紙等により更なる周知に努めていただきたい。

(問19) 先般示された「離職者に係る保険料の減免に関する平成21年度特別調整交付金交付基準に関するQ&A」問2によると、平成21年度の交付金の算定対象は、被保険者の離職日にかかわらず平成21年4月から12月31日までに納付期限が到来する保険料について減免した額とのことだが、

- ① 平成22年1月に、被保険者から平成21年3月にすでに離職していたことを理由とする減免申請があり、広域連合の要綱に基づき、遡って平成21年7月から12月までに納付期限が到来した保険料の減免を行った場合
- ② 平成21年7月に離職を理由とした保険料減免の対象となった被保険者について、平成19年分所得の増額更正があったことに伴い、平成21年8月に平成20年度分保険料の増額賦課があり、当該賦課分が減免対象となる場合  
についても算定対象となるのか。

(答)

①について

平成21年4月1日から12月31日までの間に納付期限が到来する保険料について、同年12月31日までに減免を行った額を算定の対象とするため、平成22年1月以降に減免を行った額については算定の対象とならない。

②について

相当年度が平成21年度である保険料であり、平成21年4月1日から12月31日までの間に納付期限が到来するものについて減免を行った額を算定の対象とするため、平成20年度の保険料について減免を行った額については算定の対象とならない。



(問20) 後期高齢者医療保険料の徴収業務のうち、事実上の行為に当たる業務(具体的には、滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ業務(コールセンター業務を含む。))について民間に委託してよいか。

(答)

差し支えない。

なお、国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に係る取扱い等については、「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長・保険局国民健康保険課長通知)により示されているところであるが、長寿医療制度においても、同通知に準じて取り扱うこととされたい。